

第1日

令和8年6月11日（木）

午前10時零分開会

○議長（小島清人君） 皆様、おはようございます。

これより令和8年第3回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は17名で、会議は成立いたします。

ここで、御報告いたします。中島秀樹議員が4月19日執行の朝倉市長選挙に立候補されたことから、公職選挙法第89条第1項及び第90条の規定により、失職されましたので、議席番号12番を欠番といたします。御了承願います。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、お手元のタブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。会期日程表をお開きください。本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、本日から6月26日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日から6月26日までの16日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

3 番飯田早苗議員

4 番渡辺毅議員

を指名いたします。

次に、表彰状の伝達を行います。議会事務局長。

○事務局長（小林泰輝君） 5月27日に第102回全国市議会議長会定期総会が開催され、全国市議会議長会から表彰状の贈呈が行われました。朝倉市議会からは、一般表彰の議員15年の在職表彰として、堀尾俊浩議員、半田雄三議員、鹿毛哲也議員が表彰を受けられました。よって、これより表彰状の伝達を行います。

堀尾議員、半田議員、鹿毛議員は中央のほうへお進み願います。

それでは、小島議長から議員15年在職の表彰状を、堀尾議員へ伝達していただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小島清人君） 表彰状。朝倉市、堀尾俊浩殿。あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第102回定期総会に当たり、本会表彰規程によって表彰いたします。令和8年5月27日。全国市議会議長会会長丸子善弘。代読。（拍手）

○事務局長（小林泰輝君） 次に、半田議員へ伝達していただきます。よろしくお願いいたします。

たします。

○議長（小島清人君） 表彰状。朝倉市、半田雄三殿。あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第102回定期総会に当たり、本会表彰規程によって表彰いたします。令和8年5月27日。全国市議会議長会会長丸子善弘。代読。（拍手）

○事務局長（小林泰輝君） 次に、鹿毛議員へ伝達していただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小島清人君） 表彰状。朝倉市、鹿毛哲也殿。あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第102回定期総会に当たり、本会表彰規程によって表彰いたします。令和8年5月27日。全国市議会議長会会長丸子善弘。代読。（拍手）

○事務局長（小林泰輝君） それでは、表彰を受けられました議員を代表し、堀尾議員に御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○11番（堀尾俊浩君） 3名の議員を代表いたしまして、一番年寄りでございますので、一言だけ御挨拶させていただきたいと思います。

まず、傍聴の皆様方、ありがとうございます。こうして今日を迎えられたということは、先輩議員、そして今ここにおられる同僚議員の皆様方の、私たちに対しての一緒の活動というのがあったと思います。本当にありがとうございました。

それから、議会事務局の職員の皆様、私たちのわがままをしっかりと聞いていただき、活動を支援していただいたこと、心から感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

また、新執行部の中島市長はじめ、皆様方、私ども議会の二代表制の一翼を担っていると思っておりますが、時には丁々発止の、そしてまた時には、災害のときなんか一生懸命、共に活動してまいりました。これからもしっかりとよろしくお願いいたしますと思いますし、同様に市の職員の皆様方にも感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

いろいろ、15年ということを考えれば、思い出すことはいっぱいございますが、長くなってもいけませんので、あとは家に帰って地域の皆様、それから家族にも感謝申し上げます。

結びになりますが、この朝倉市、それから朝倉市議会がますます発展するように、私も3人、しっかりとまだ残りの期間も頑張りたいと思いますので、御指導、御鞭撻よろしくお願いいたします。

本当に、今日はありがとうございました。（拍手）

○事務局長（小林泰輝君） ありがとうございました。

以上で伝達を終わります。

○議長（小島清人君） これをもちまして、表彰状の伝達を終わります。

次に、議案等の上程を行います。

市長提案理由説明書をお開きください。

本日、市長から報告14件、議案15件の送付を受けたほか、議員から意見書案1件が提出されました。これらを一括上程し、まず、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

(市長登壇)

○市長（中島秀樹君） 提案理由の説明を申し上げます前に、ただいま全国議長会より永年勤続ということで表彰状の伝達を受けられました堀尾俊浩議員、半田雄三議員、鹿毛哲也議員におかれましては、本当におめでとうございます。併せて、今日まで朝倉市政の運営や市の発展に大変な御尽力をいただきましたことに関し、心から感謝申し上げます。今後とも朝倉市政の推進、また住民福祉の向上のため、御尽力いただきますよう、お願い申し上げます。誠におめでとうございます。

本日ここに、令和8年第3回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会は、私が市長就任後初めての定例会でございますので、今後の市政運営に対する私の所信や基本姿勢などを申し上げまして、議員の皆様をはじめ市民の皆様、関係各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

このたびの市長選挙により市民の皆様の御信任をいただき、第6代朝倉市長として市政を担わせていただくことになりました。改めてその責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いであります。

また、これまで本市のかじ取りを担い、特に豪雨災害からの復旧・復興を確実に推し進めてこられた前市長の御尽力に対し、深い敬意と感謝を申し上げるものであります。こうした歩みのバトンを確かに受け継ぎ、市民の皆様の期待と負託に誠実に応えとともに、謙虚な姿勢で、公正で開かれた市政運営に全力で取り組んでまいります。

私は、朝倉市には若者の流出や地域産業の担い手不足、子育て世代の負担感、地域コミュニティの維持、空き家の増加などの課題があると認識しています。今回の選挙に当たり、こうした課題に対し、教育・雇用・暮らしの分野を連携させ、挑戦する人を支え、将来世代が安心して暮らし続けられる環境を整えることが重要であると考えました。その上で、「新たな活力を生み、若き人材を育てること」を掲げ、市民と行政が共鳴し合い、朝倉市に新たな風と力を生み出すため、5つの挑戦をお示しいたしました。

その1つ目は「若い力の流出をSTOP!」であります。若者の流出に歯止めをかけることを最重要の戦略課題と位置づけ、若者が定着し、選ばれる都市の実現を目指してまいります。具体には、本市で生まれ育った若者が、これからも住み続けたいと思える政策に取り組むとともに、一度市外に出た人材が戻ってこられる仕組みづくりや環境、また、教育や体験を通じた地域への愛着、いわゆるシビックプライドの醸成を進め、朝倉市の魅力と価値が市内外に浸透するよう取り組みます。併せて、地価の安さや福岡都市圏に近接す

る強みを生かし、住まいと仕事の両面から若い世代に選ばれるまちづくりを進めます。

2つ目の「企業誘致や起業支援で雇用を創出！」につきましては、企業誘致・起業支援・事業承継支援を進め、働く場を確保してまいります。具体には、企業誘致に向けた調査研究を行うとともに、立地の強みを打ち出し、空き公共施設や遊休地の活用により、起業や副業など挑戦できる環境を整え、スタートアップ企業への支援体制を構築します。加えて、若いIT人材を戦略的に呼び込み、多様な働き方ができる企業・人材の誘致を進めてまいります。農業分野につきましても、新規就農への挑戦支援や法人化支援などにより担い手の確保・育成を図るとともに、生産性の向上や付加価値化、販路の拡大等を通じて、持続可能で稼げる農業の実現に取り組みます。

3つ目の「女性を応援！就労と子育ての両立を実現！」につきましては、誰もが仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めてまいります。

具体には、働く人、事業者、市が課題や支援の在り方を共有し、改善につなげる協議会を立ち上げるとともに、働く場の確保と子育て環境の強化を一体で推進してまいります。子育て支援につきましても、子育て世代の声を丁寧に伺い、支援策の拡充に加え、子育てしやすいまちとして選ばれるための取組を強化し、誰もが安心して暮らせる環境づくりの改善につなげてまいります。

教育分野では、保護者や教育関係者の声を直接聞く仕組みを整え、外国語指導や英語教育の充実を図るとともに、朝倉市ならではの特色ある環境づくりを進め、あさくら愛を育む取組を図ってまいります。

4つ目は「出前型情報公開の徹底推進！」です。行政情報は市民のものであるという考えの下、私自ら地域に伺い、直接対話を重ね、情報の共有を図ることで、市民との信頼関係を構築してまいります。

5つ目は「朝倉ブランド化の推進！」です。観光・食などの魅力をブラッシュアップし、目玉となる旅の目的物をつくるなど、魅力ある朝倉市を強く発信してまいります。併せて、3つのインターチェンジや甘木駅周辺の利便性向上、広域交通の活用などを通じ、都市機能の磨き上げにも取り組みます。

その他、朝倉市の強みである水の清らかさを守る取組、国際交流や文化事業の振興、空き家対策や高齢化対応など、種々ある政策についても着実に進めてまいります。

以上、今後の市政運営に当たっての基本的な考え方を申し述べましたが、議員各位並びに市民の皆様とともに、朝倉市のさらなる発展に向け、全力で取り組んでまいります。重ねて、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、市長就任の所信表明といたします。

それでは、続きまして議案の提案理由について説明申し上げます。

本定例会では、合計29件の議案等を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。まず、報告第1号から報告第14号までについて説明申し上げます。

報告第1号から報告第3号までの専決処分の報告につきましては、市道上の事故及び交

通事故による損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告申し上げるものであります。

報告第4号令和7年度朝倉市一般会計予算の継続費の通次繰越しの報告につきましては、庁舎建設事業及び汚泥再生処理センターリニューアル事業について通次繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、報告申し上げるものであります。

報告第5号令和7年度朝倉市一般会計予算の繰越明許費の報告につきましては、災害復旧事業、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業、小学校トイレ洋式化事業等について繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告申し上げるものであります。

報告第6号令和7年度朝倉市一般会計予算の事故繰越しの報告につきましては、災害復旧事業、道路新設改良事業について事故繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、報告申し上げるものであります。

報告第7号令和7年度朝倉市水道事業会計予算の繰越しの報告につきましては、美奈宜の杜水道施設テレメータ更新工事について繰越しをいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告申し上げるものであります。

報告第8号令和7年度朝倉市下水道事業会計予算の繰越しの報告につきましては、下水道工事及び施設の長寿命化事業について繰り越し、または事故繰越しをいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告申し上げるものであります。

報告第9号から報告第14号までにつきましては、公益財団法人あまぎ水の文化村、株式会社ガマダス及び株式会社三連水車の里あさくらの令和7年度の決算及び令和8年度の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、それぞれの経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

次に、第46号議案朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分及び第47号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和8年3月31日に公布され、原則として令和8年4月1日から施行すること等に伴い、朝倉市税条例の一部及び朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、第48号議案令和8年度朝倉市一般会計補正予算（第1号）につきましては、市長選挙により令和8年度当初予算を骨格予算としていたため、政策的な事業、物価高騰対策事業及び災害関連事業等緊急を要する経費について補正するもので、補正の額は歳入歳出それぞれ11億3,789万円を追加し、予算総額を381億2,789万円といたしました。

それでは、歳出の内容について説明いたします。

総務費では、物価高騰対策として、65歳以上の高齢者や中小企業及び個人事業主、農業

従事者等への支援に係る経費、窓口での手続の時間短縮のための窓口入力支援システム構築及びコンビニエンスストアで交付できる証明書等に税証明を追加し、証明書発行手続の利便性向上に要する経費、文化・体育施設等のオンライン予約対象施設の拡大と利用料のキャッシュレス決済導入に要する経費に3億7,925万1,000円を計上いたしました。

民生費では、令和9年度から子ども医療を高校生まで拡大し、自己負担額を引き下げるためシステム改修等に要する経費、物価高騰対策として保育園等給食材料費の補助に要する経費等に3,029万円を計上いたしました。

衛生費では、ゼロカーボン推進補助金に家庭用蓄電池を補助対象に追加する経費、産後の母子健康診査に要する経費に5,947万5,000円を計上いたしました。

農林水産費では、ため池や農業施設、林道の改修に要する経費、アライグマ等鳥獣駆除に対する補助など有害鳥獣対策に係る経費等に1億1,461万9,000円を計上いたしました。

商工費では、あさくら旅行支援事業、観光プロモーション事業等に係る経費に1,770万4,000円を計上いたしました。

土木費では、空き家等実態調査事業、道路改良事業、市営住宅改修事業等に係る経費に2億7,965万2,000円を計上いたしました。

消防費では、消防団車両購入及び防火水槽設置に要する経費に3,150万円を計上いたしました。

教育費では、小学校体育館空調設備に向けた基本設計、小中学校図書館システムのクラウド化、小中学校施設の改修、文化・体育施設の照明のLED化等に要する経費に2億2,539万9,000円を計上いたしました。

次に、歳入の内訳につきましては、歳出に伴う財源として国庫支出金1億9,366万8,000円、県支出金3,854万6,000円、繰入金3億1,616万6,000円、市債5億8,710万円等を計上いたしました。

第49号議案令和8年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、直営診療施設勘定において、診療施設建設工事について、契約締結後における物価等の急激な変動を請負金額に反映させるための経費について補正するもので、補正の額は歳入歳出それぞれ2,190万円を追加し、予算総額を9億675万3,000円といたしました。

なお、診療施設建設工事については、変更契約手続を早急に進める必要があるため、本議案につきましては、本日の審議をお願いしているところでございます。

次に、第50号議案朝倉市富有ヶ丘団地条例を廃止する条例の制定につきましては、朝倉市富有ヶ丘団地を廃止したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第51号議案朝倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、多機能端末機を用いて、租税についての証明書を交付する場合の手数料の額を定めたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第52号議案朝倉市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制

定、第53号議案朝倉市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定及び第54号議案朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、高校生世代までの子どもを持つ家庭の経済的負担の軽減を図るため、子ども医療費の支給対象者の範囲を拡大するとともに、通院に係る自己負担額を軽減し、並びにひとり親家庭等医療費、子ども医療費及び重度障害者医療費の支給対象者である18歳到達年度末までの者の入院に係る自己負担額を無料としたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第55号議案朝倉市国民健康保険直営診療所の条例の一部を改正する条例の制定につきましては、朝倉市国民健康保険直営診療所の位置を変更したいので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第56号議案及び第57号議案の工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更につきましては、農地改良復旧区画整理工事赤谷川2工区及び朝倉市旧本庁舎解体工事について、工事設計の一部変更等より、請負契約額を変更する必要性が生じたので、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第58号議案権利の放棄につきましては、利用者負担金徴収業務委託金に係る請求権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第59号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、第60号議案の字の区域の変更につきましては、市営土地改良事業に伴い字の区域を変更する必要性が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる審議を賜り、御議決をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、今会期中、人事案件につきまして追加議案を提案申し上げ、御審議をお願いする予定でありますので、あらかじめ御報告申し上げ、御了承いただきますようお願いを申し上げます。以上です。

(市長降壇)

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。企画振興部長。

○企画振興部長（中村守康君） 市長の提案理由説明の中で、第48号議案令和8年度朝倉市一般会計補正予算（第1号）につきましては教育費の説明の部分でございまして、こちら小学校体育館空調設備と申し上げましたが、正しくは小中学校体育館空調設備でござい

ます。訂正をさせていただきます。

○議長（小島清人君） ほかになければ、次に、意見書案第2号をお開きください。

意見書案第2号について、提出者代表に提案理由の説明を求めます。15番大庭きみ子議員。

（15番大庭きみ子君登壇）

○15番（大庭きみ子君） 皆様、おはようございます。

意見書案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書について、趣旨説明を行います。

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう、社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。加えて多発化する大規模災害への対応も求められる中、地方公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。新たなニーズへの対応や、細やかな公的サービスの提供を進めるためには、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方一般財源の確立を目指す必要があります。物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し一般財源総額のさらなる充実が求められています。

よって、令和9年度の政府予算また地方財源の検討にあたっては、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コスト増大を的確に反映し、人件費の確保をはじめ地方財源を実現するように、政府の財政支援の確立を要望するものであります。

昨年の6月議会においても、同じく地方財政の充実・強化を求める意見書を、朝倉市議会から国会へ提出しております。今回も、ぜひとも、本意見書について御賛同賜り、朝倉市議会から国会へ意見書を提出していただきますように、よろしくお願いいたします。以上で、趣旨説明を終わります。

（15番大庭きみ子君降壇）

○議長（小島清人君） 補足説明があれば、承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

次に、議案書第49号議案をお開きください。

お諮りいたします。第49号議案については急を要しますので、これより審議を行い、直ちに本会議において議決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、ただいま提案されました第49号議案を除く議案等の質疑は、19日の本会議において行います。

議事進行上、暫時休憩いたします。その場でお願いします。

午前10時36分休憩

午前10時37分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより第49号議案の質疑を行います。質疑は申合せにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第49号議案令和8年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案の質疑を終了いたします。

これより議案の委員会付託を行います。

委員会付託表をお開きください。付託区分については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前11時15分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

審査結果報告書をお開きください。委員会付託中の議案について、タブレットに掲載のとおり、審査結果報告書が提出されました。

よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、環境民生常任委員会に付託していた第49号議案を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 北川清文君登壇）

○環境民生常任委員長（北川清文君） ただいま議題となりました第49号議案につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

第49号議案令和8年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてです。

本特別会計は、事業勘定と直営診療施設勘定の2つの勘定が設定されていますが今回は直営診療施設勘定の補正となります。補正額は2,190万円です。これは現在施工中の朝倉診療所建設において、物価等の急激な変動によるインフレスライドに対応するため補正を行うものです。財源は過疎対策事業債です。

審査に当たりましては、インフレスライドによる受注者の負担についてただしました。執行部によりますと、受注者の1%負担については、国土交通省のインフレスライド条項運用マニュアルにおいて、スライド額算定に当たり、残工事費の1%を控除するものとし

て定められているとのことです。

次に、中東情勢の影響により一部資材について調達の不安定化等に伴う代替材の活用等についていただきました。執行部によりますと、代替品については、メーカーを替えるなど、採用に当たっては設計仕様と同等以上の品質、性能を満たすものを使用しているため、建設への影響はないものと考えているとのことです。建物への影響はないものと考えているとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。以上が本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 北川清文君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、第49号議案令和8年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は16日午前9時30分から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時21分散会